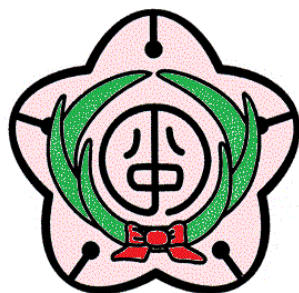


伊平屋村立野甫小学校・中学校

いじめ防止基本方針

(令和6年3月改定版)



(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

目 次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

- 1 基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等・・・1

第2 いじめの防止等のための対策の内容

- 1 いじめの防止等のために学校が実施する施策・・・2
2 重大事態への対処・・・6

【資料】

- ・ 重大事案発生時の対応の流れ図・・・7
- ・ 保護者用いじめのサイン発見シート・・・8
- ・ ～誹謗中傷メッセージや画像等の削除は早急に対応！～・・・9
- ・ 参考 web 資料(沖縄県いじめ対応マニュアル 改訂版(令和5年11月))より・・・10

【関連 web ページ】



沖縄県いじめ防止基本方針
平成26年9月30日
(最終改定 令和5年4月3日)



沖縄県いじめ対応マニュアル
改訂版(令和5年11月)

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等

(1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(以下省略)

【いじめ防止対策推進法】

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 「いじめ」の判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童 生徒の立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、 <u>多様な態様がある</u> ことに鑑み、それだけに限定しない。 例① <u>いじめられていても、本人がそれを否定する場合。</u> 例② <u>ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。</u>	左記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。
○ いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	<u>教職員がいじめを抱え込まず</u> 、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる

☆ 具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨性的いたづらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法】

1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

（1）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（校内支援会議が兼ねる）

① 構成員（柔軟に対応）【必要に応じて、外部専門家を活用】

管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問、学校医、その他関係の深い職員 等

【可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を参画させる。】

② 組織の役割

- ・未然防止の取組
- ・いじめの相談・通報を受けつける窓口（電話相談窓口の周知等を含む）
- ・いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（HP掲載、入学式・始業式等の生徒・保護者への周知）

- ・ 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
- ・ いじめの認定
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施・重大事態への対応

（２）学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止のための取組

- ・ 児童生徒・保護者に対して、本組織の存在及び活動を容易に認識させる取組。
※ 全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等。

【その他、学校の実情に応じて】

② 早期発見のための取組（※ 些細な事案でも取り上げる。）

- ・ 出席簿を検証する（２日以上連続で欠席している生徒の状況・事由確認）。
- ・ アンケート調査を実施する。
- ・ 学校いじめ対策組織が「相談窓口であること」、「いじめられた児童生徒を徹底的に守り通すこと」を児童生徒に認識されるようにする。
- ・ 報告・通報・情報共有・記録の徹底（発見者→学年主任→教頭→校内いじめ対策委員会）

※ 情報共有すべき内容：いつ、どこで、誰が、何を、どのように等。

③ いじめ事案への適切な対処の在り方

- ・ 被害者の立場に立って進める。
- ・ 迅速に詳細を確認する。
- ・ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。
例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。

※ これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

○被害者への対応

- ・ 被害者（知れた者を含む）の安全を確保する。
- ・ 被害者を徹底的に守り通す。
- ・ 信頼できる人（友人、教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添う体制をつくる。

○被害保護者への対応

- ・ 窓口を一本化し教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- ・ つながりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えると共に協力・連携体制を整える。

○加害者への対応（支援を含む）

- ・ 事情を確認
- ・ いじめは人格を傷つける（生命、身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要なときは関係機関との連携を行う。
- ・ 事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。

○いじめをはやし立てる児童生徒への対応

- ・ 自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

○関係機関との連携

- ・ 犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

※ 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上

- ・ ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課 (Tel. 866-0110)、法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する。
- ・ その他、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う。

④ 教育相談体制

【対応者、面談、具体的な流れ等を学校の実情に合わせてフローチャート等を作成しマニュアル化】

⑤ 生徒指導体制

【誰が、どのタイミングで、どのような指導を行うかを学校の実情に合わせてフローチャート等を作成しマニュアル化】

⑥ 校内研修

【事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る】

⑦いじめに対する措置

○法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

【少なくとも3か月を目安】。

※ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、**日常的に注意深く観察する必要がある。**

年間計画

1 学 期	・学校いじめ防止基本方針読み合わせ（全職員） ・入学式・始業式等年度当初行事における、生徒及び保護者への周知 ・校内研修（全職員） ・講演会または職員による講話（生徒対象） ・アンケート調査実施（生徒対象） ・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認 ・人権集会
2 学 期	・学校評価アンケート（いじめへの評価を含む）。 例：○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、○早期発見・事案対処のマニュアルの実行、○定期的・必要に応じたアンケート、○個人面談・保護者面談の実施、○校内研修の実施、○組織的対応、○組織の児童生徒・保護者への周知 等） ・学校評価アンケート分析（いじめに関する項目） ・アンケート調査実施（生徒対象） ・人権集会
3 学 期	・アンケート調査実施（生徒対象） ・学校いじめ防止基本方針の見直し ・学校いじめ防止基本方針改訂→次年度へ引き継ぎ→HP 掲載

2 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（以下省略）【いじめ防止対策推進法】

（1）発生報告

① 教育委員会へ報告

※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請

（2）重大事態の調査（調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定）

① アンケート実施

- ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
- ・ アンケート対象は状況に合わせて決定（クラス、学年、部活動等）

② 面談実施

- ・ 教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等
- ・ 生徒への面談は、毎回複数名で聴き取りを行う

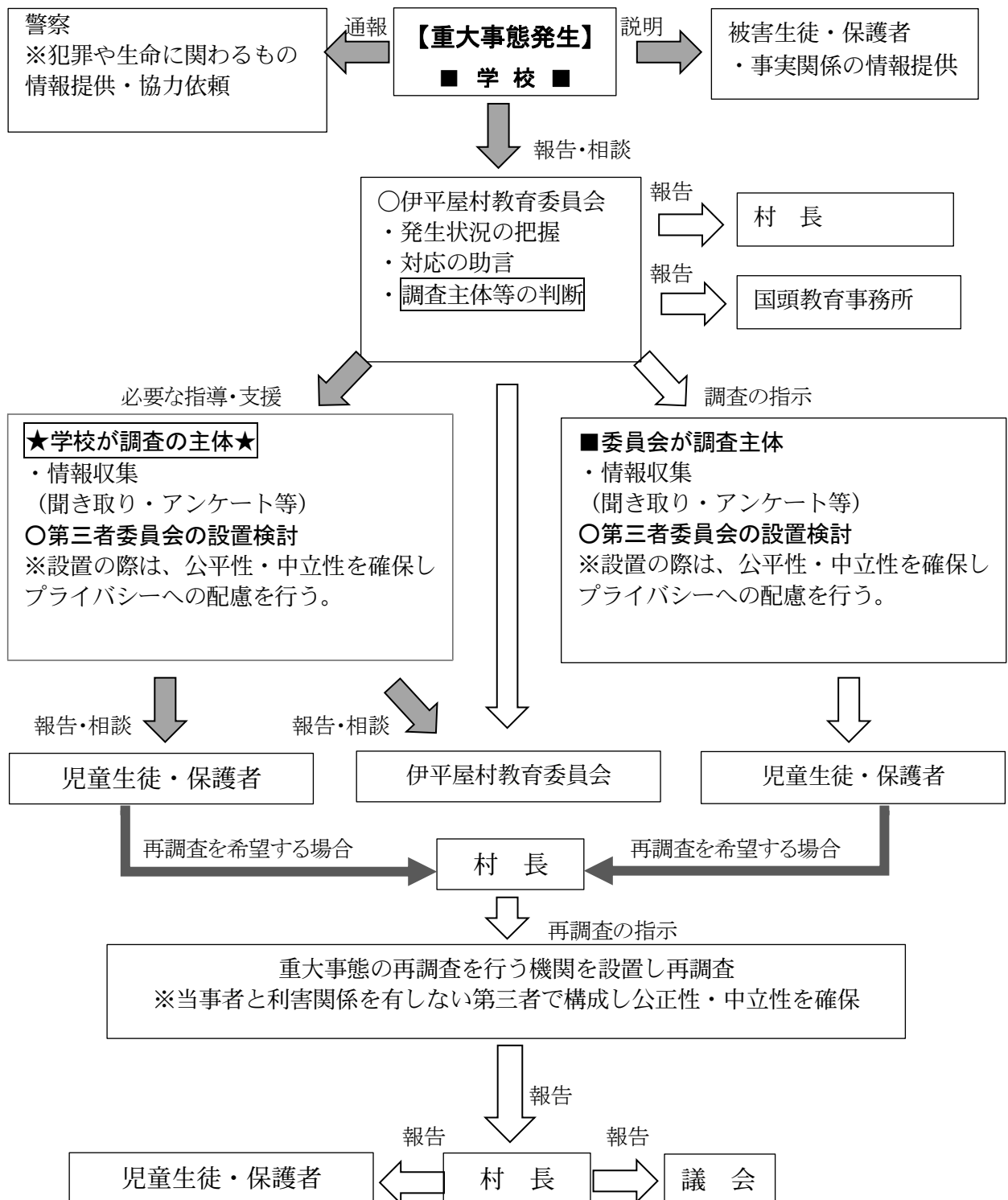
（3）調査結果の情報提供及び報告

① 被害児童生徒・保護者への報告

② 教育委員会を通して首長への報告

※ ①の報告後、希望がある場合は被害児童生徒・保護者の所見を記載した文書を添付

【重大事態発生時の対応の流れ図】



保護者用いじめのサイン 発見シート

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や胎動などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活との違いを確認してください。

※チェック項目は、政府広報／文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用しました。

	いじめの早期発見チェックポイント(ダブルチェックで再確認)
朝 (登校前)	☐ ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない ☐ ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 ☐ ☐ 遅刻や早退がふえた。 ☐ ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
夕 (下校後)	☐ ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。 ☐ ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。 ☐ ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。 ☐ ☐ 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。 ☐ ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
夜 (就寝前)	☐ ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 ☐ ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 ☐ ☐ 学校や友達の話がへった。 ☐ ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。 ☐ ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。 ☐ ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。
夜間 (就寝後)	☐ ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ☐ ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。 ☐ ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。 ☐ ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

■「いじめ」をしていませんか。

※いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えない物を持っている。

■「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」
 「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

※ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談してください。

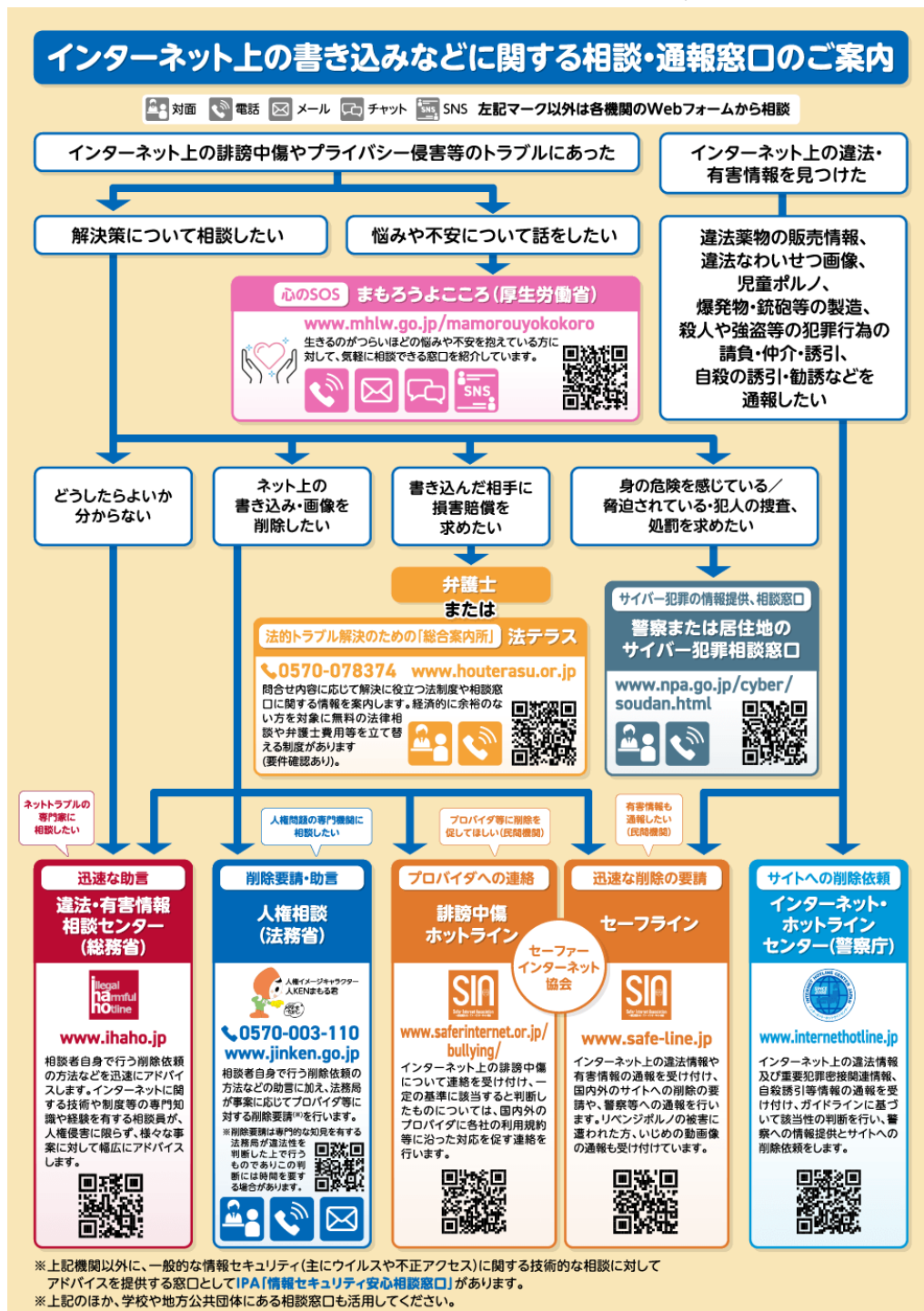
また、24 時間子供SOSダイヤルでは全国どこからでも悩み相談ができます。0120-0-78310(なやみいおう)

～誹謗中傷メッセージや画像等の削除は早急に対応！～

- 第1段階** 電話相談 ・警察専用電話・・・ #9110
 ・子どもの人権 110 番・・・ 0120-007-110
 ・Sorae(ソラエ)・・・ 098-943-5335 ※平日のみ

第2段階 削除等の対応方法及び相談

- 削除等の対応方法・・・「#NoHeartNoSNS (ハートがなけりゃ SNS じゃない!)」
 【特設サイト】 <https://no-heart-no-sns.sma.j.or.jp/>
- 削除等の相談・・・ネットの誹謗中傷ホットライン
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>
 インターネットホットラインセンター
<https://www.internethotline.jp/>



参考資料（沖縄県いじめ対応マニュアル 改訂版（令和５年１１月））より

○「生徒指導提要（改訂版）」（令和５年１２月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

○「いじめの問題に対する施策」（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

「いじめ問題に対する施策」（文部科学省ホームページ）より抽出

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定（最終改定平成２９年３月１４日）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf

- ・「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成２８年３月１８日付け２７初児生第４２号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400170.htm

- ・「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成２８年３月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf

- ・「いじめ対策に係る事例集」（平成３０年９月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf

- ・「いじめ重大事態に関する国への報告について」（令和５年３月１０日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00001.htm

- ・「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストの配布について」（令和５年７月７日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00005.htm

○「生徒指導・進路指導研究センター」（国立教育政策研究所）

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html

「生徒指導・進路指導研究センター」（国立教育政策研究所）より抽出

- ・生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり 3 Leaves. 6」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves3.pdf>

- ・生徒指導支援資料 6「いじめに取り組む」

<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2806sien/index.htm>

- ・「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順 Leaf. 19」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf>

- ・「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる Leaf. 20」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf20.pdf>